

東京都台東区立産業交流施設条例施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、東京都台東区立産業交流施設条例（令和8年10月台東区条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(指定管理者の指定手続)

第3条 条例第6条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとするものは、台東区立産業交流施設指定管理者指定申請書（第1号様式）により東京都台東区長（以下「区長」という。）に申請しなければならない。

2 条例第6条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) その他区長が必要と認める書類

3 区長は、条例第6条第2項又は第3項の規定により指定管理者を指定したときは、指定管理者に指定したものに対し、台東区立産業交流施設指定管理者指定通知書（第2号様式）により通知しなければならない。

(利用時間)

第4条 条例第10条に規定する利用時間は、準備に要する時間及び原状回復に要する時間を含むものとする。

(受付時間)

第5条 東京都台東区立産業交流施設(以下「交流施設」という。)の受付時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、区長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の手続等)

第6条 条例第11条の規定により条例第3条第1号から第5号までに掲げる施設を利用しようとするもの(オープンスペース及び催事スペースにあっては、その全部又は一部を独占して利用しようとするものに限る。)は、交流施設利用申請書を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、区長の承認を得て指定管理者が指定する予約システム(以下「予約システム」という。)により利用の申請をする場合は、交流施設利用申請書の提出を省略することができる。

2 条例第3条第6号に掲げるワークスペース(以下「ワークスペース」という。)を利用しようとするものは、指定管理者に口頭により申請し、その承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、施設の利用を承認したときは、交流施設利用承認書を申請者に交付するものとする。ただし、予約システムにより利用の申請をした場合及びワークスペースの利用の申請をした場合は、指定管理者は、交流施設利用承認書の交付を省略することができる。

4 条例第3条第1号から第5号までに掲げる施設について、予約システムにより前項に規定する利用の承認を受けたものは、条例第13条第2項の規定に基づき指定管理者が定める利用料金を予約システムからクレジットカード等のキャッシュレス決済（以下「キャッシュレス決済」という。）により納付するものとする。

5 利用の承認は、原則として申請の順序による。

（利用申請の受付期間）

第7条 施設の利用申請の受付期間は、利用日（2日以上にわたって利用する場合は、その期間の初日をいう。以下同じ。）の属する月の12月前の月の1日から利用日の前日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、ワークスペースの利用申請の受付期間は、利用日の当日とする。

（利用料金の減免）

第8条 条例第14条に規定する特別の理由とは、次の各号に掲げる場合とし、利用料金を減額又は免除する額は、当該各号に定めるところによる。

（1） 台東区又は台東区が出資する団体が産業振興を目的とする事業に利用するとき 利用料金の全額

（2） 区長が特に必要があると認めるとき 別に区長が定める額

2 前項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、第6条第1項の施設の利用申請に際し、交流施設利用料金減額・免除申請書を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、予約システムにより利用料金の減

額又は免除を受けようとする場合は、交流施設利用料金減額・免除申請書の提出を省略することができる。

3 前2項の規定は、ワークスペースの利用については、適用しない。

4 指定管理者は、利用料金の減額又は免除を承認した場合は、交流施設利用料金減額・免除承認書を当該申請者に交付するものとする。ただし、申請者が予約システムにより減額又は免除の申請をした場合は、指定管理者は、交流施設利用料金減額・免除承認書の交付を省略することができる。

5 予約システムにより前項に規定する利用料金の減額の承認を受けた申請者は、減額後の利用料金を予約システムからキャッシュレス決済により納付するものとする。

(利用の変更等)

第9条 第6条第1項の規定により施設の利用の承認を受けたものが、その利用日、利用時間、利用内容等を変更し、又は利用の取消しをしようとするときは、交流施設利用変更・取消申請書を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、予約システムにより利用の承認を受けたものが、予約システムにより利用の変更又は取消しをしようとするときは、利用変更・取消申請書の提出を省略することができる。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の変更又は取消しを承認したときは、交流施設利用変更・取消承認書を当該申請者に交付するものとする。ただし、予約システムにより利用の承認を受けたものが予約システムから利用の変更又は取消しを申請した場合は、指定管理者は、交流施設利用変更・取消承認書の

交付を省略することができる。

- 3 前項の規定により利用の変更を承認された場合において、既納の利用料金の額が変更後の利用料金の額に対して不足額を生じるときは、申請者は、直ちに当該不足額を納入しなければならない。

(利用料金の還付)

第10条 条例第15条ただし書の規定により利用料金を還付する場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第6条の規定により利用の承認を受けたもの（以下「利用者」という。）の責に帰さない事由により利用することができなくなったとき 納入した額の全額
- (2) 条例第18条第3号又は第5号の規定により利用の承認を取り消されたとき 納入した額の全額
- (3) 利用者が利用の変更の承認を受け、既納の利用料金に過納額が生じたとき 当該過納額の全額
- (4) 利用者が利用日の2月前までに利用の取消しの申請をし、前条第1項の規定による承認を受けたとき 納入した額の全額
- (5) 利用者（多目的ルームの利用者を除く。）が利用日の1月前までに利用の取消しを申請し、前条第1項の規定による承認を受けたとき 納入した額の5割相当額
- (6) 利用者（多目的ルームの利用者に限る。）が利用日の10日前までに利用の取消しを申請し、前条第1項の規定による承認を受けたとき 納入した額の5割相当額

- 2 前項の規定により還付を受けようとする利用者は、交流施設

利用料金還付申請書により指定管理者に申請しなければならない。

- 3 指定管理者は、前項の規定により施設の利用料金の還付を承認したときは、交流施設利用料金還付承認書を交付するものとする。

(キャッシュレス決済による還付等の特例)

第11条 条例第13条第2項に規定する利用料金を予約システム又は窓口でキャッシュレス決済により納付したもの(以下「キャッシュレス決済納付者」という。)が、前条第1項の規定により還付を受けようとするときは、指定管理者は、キャッシュレス決済により還付するものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、キャッシュレス決済によらないことができる。

- 2 キャッシュレス決済納付者が、前条第1項第3号、第5号及び第6号(以下「当該各号」という。)のいずれかに該当し、キャッシュレス決済により還付を受けようとするときは、指定管理者は、当該キャッシュレス決済納付者が納付した利用料金の全額を還付し、キャッシュレス決済納付者は、当該利用料金から当該各号に掲げる額を差し引いた額を納付するものとする。ただし、指定管理者は、特に必要と認める場合は、当該各号に掲げる額を還付することができる。

(設備の変更)

第12条 条例第17条ただし書の規定により施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとする者は、第6条の規定による施設の利用申請をする際に、その理由書、図面等を提出し、指定

管理者の承認を受けなければならない。

（利用承認の取消し）

第13条 指定管理者は、条例第18条の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止したときは、交流施設利用承認取消・制限・停止通知書を利用者に交付するものとする。

（原状回復）

第14条 利用者は、条例第19条の規定により利用した施設及び設備を原状に回復したときは、その点検を受けなければならない。

（書類の書式）

第15条 この規則の規定により必要とする書類の様式（この規則で定める様式は除く。）は、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が別に定める。

（委 任）

第16条 この規則に定めるもののほか、交流施設の運営について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第3条の規定による指定管理者の指定の手続に関する行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 第6条の規定による施設の利用の申請その他利用のために必

要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。